

私たちの未来のための湿地に関する
シェムリアップメッセージ

アジア湿地シンポジウム/
ラムサール条約第 12 回締約国会議アジア地域準備会合

カンボジア・シェムリアップ

2014 年 11 月 3～7 日

はじめに

1. 2014 年 11 月 3～7 日、シェムリアップにおいて、「アジア湿地シンポジウム」および「ラムサール条約第 12 回締約国会議アジア地域準備会合」の合同会議を滞りなくホストしたカンボジア政府の心温まる厚意に感謝し、
2. アジア地域全般の湿地の保全と賢明な利用について、特にカンボジアからはトンレサップ生物圏保護区とメコン川流域について、さまざまな発表がなされたことに感謝し、
3. トンレサップ生物圏保護区のプレクトール中核地域への現地視察を踏まえ、本会議の参加者一同は、当地域の国際的重要性と、当地域が国際的に重要な湿地（ラムサール登録湿地）に指定される大きな可能性を持っており、湿地の賢明な利用の原則に基づいて管理される地域であることを認識し、
4. 「アジア湿地シンポジウム」と「ラムサール条約第 12 回締約国会議アジア地域準備会合」の初の合同開催となった今回の会議が、決議 IX. 19 で求められているとおり、アジア各地の湿地にかかわるさまざまな関係者の相互理解を深める効果があるとともに、これらの人々の連携を推進、強化する場を提供したことを認識し、

湿地の賢明な利用

湿地の生態系サービス

5. 湿地は水のインフラで、湿地と、湿地が支える水や生物多様性などの資源は、国と国とを結びつけていることを認識する。
6. 湿地の生態系サービス、特に水の供給は、人間の福利厚生にとって不可欠であることを認識し、また、健全に機能している湿地は、生計の確保、食糧の安全保障、災害リスクの軽減、気候変動への適応などの持続可能な開発に貢献することを認識する。
7. 湿地の保全と貧困撲滅の相互関連の重要性、および、政策から個別の湿地管理と地元コミュニティまでさまざまな規模やレベルの関係者を同時に巻き込む湿地生態系に基づくアプローチの概念を、国のプログラムや政策、行動計画の中で主流化するため、この概念を利用する必要性を認識する。
8. さらに災害リスクの軽減や気候変動への適応における湿地の役割を認識し、本会議の参加者は、締約国に対し、湿地の保全を確実にする政策を導入し、これらのきわめて重要なサービスを維持するために湿地を管理、再生することを奨励する。

9. 締約国は、湿地の保全および自然災害によって立ち退かざるをえなくなった湿地に依存する人々の権利保護を確実にする政策を導入するよう奨励する。
10. 宗教施設なども含む、アジアの湿地の文化的価値と、それが湿地の保全と賢明な利用に重要な役割を持つことを認識し、利害関係者すべてに対し、ラムサール文化ネットワーク (www.ramsarculture.org) への加入と参加を招聘する。
11. インフラ開発関連の政策決定においては、また、特に、湿地に依存するコミュニティのために、湿地生態系の生態学的一体性の維持、湿地の文化的、社会経済的価値を優先させる。
12. 湿地の機能に影響を与える恐れのあるインフラ開発について、独立した環境影響評価 (EIA) を奨励する政策の必要性、および、湿地の保全と賢明な利用という目的のため、開発による湿地への悪影響を最小限に抑えるメカニズム構築の必要性を強調する。
13. 締約国に対し、省エネ政策の策定と実施、さらに可能な場合は常に、湿地に悪影響を与えることのない代替クリーンエネルギー資源の探求を要請する。

コミュニケーション、教育、参加、普及啓発 (CEPA)

14. ラムサール条約のコミュニケーション、教育、参加、普及啓発 (CEPA) プログラムで得られた優良事例や知見を認識し、締約国は、行政の政策立案者および民間部門の認識を向上させること、ならびに、政策決定過程で湿地とその生態系サービスの重要性を考慮に入れ、理解を深めることの重大な必要性を再度表明、確認する。
15. すべてのレベルにおいて CEPA プログラムを推進し、そして湿地教育センターの重要性、および、ウェットランドリンクインターナショナル (<http://wli.wwt.org.uk>) などを通じたそれらのセンターの連携について向けられた、本会合参加者の関心を認識する。
16. ラムサール登録湿地やその他の湿地の管理において地元コミュニティが果たす核心的な役割と、実際の湿地管理をおこなうにあたって地元のまたは文化的な知識および慣行に配慮する必要性を認識する。
17. アジアには、さまざまな湿地プロジェクトから得られた豊富な経験と情報、知識があり、それらはより効率的に共有されるべきであることに留意する。
18. 湿地の効果的な管理と賢明な利用のため、締約国に対し、湿地にかかわる人々の能力開発を確実にすることを奨励する。

国際的に重要な湿地 (ラムサール登録湿地)

19. 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) 地域イニシアチブに登録された優先度の高い湿地の重要性に留意し、締約国に対し、これらの生態系の価値を認識すること、これらの湿地を「国際的に重要な湿地」に登録すること、および、関連する基準に合致する湿地を EAAFP のフライウェイ・ネットワークサイトに登録することを要請する。
20. ラムサール登録湿地の保全を質、量ともに推進する必要性を認識し、締約国に対し、ラムサール登録湿地管理のための「優良事例に関する指針集」を作成すること、これらの優良事例を実施するため政策レベルでの支援をおこなうことを奨励する。

締約国は、自国のラムサール登録湿地およびその他の湿地が効果的に管理されているかどうかを評価するための、簡単で効果的な手法の採用について検討するよう奨励する。

21. 自国のラムサール登録湿地に関するラムサール条約湿地情報シート（RIS）を、締約国が確実に6年ごとに更新する必要があることに留意し、NGO や地元の湿地の管理者に対して、締約国がそのような更新をおこなう際に支援することを奨励する。
22. 自国のラムサール登録湿地に対する脅威に取り組んだり対応したりするために、ラムサール助言調査団のメカニズムを活用するよう締約国を奨励し、パキスタンではすでに（洪水災害後の対策について）助言調査団の調査が実施され、イラクからも（石油産業による脅威の恐れに関する）調査への要望があったことに留意し、ラムサール登録湿地の生態学的特徴に変化、あるいは変化の可能性がある場合、このような助言調査団の調査を求めるよう締約国に要請する。

国内協力・国際協力

23. 政策決定過程に対する情報提供と改善のための一つの方法として、流域規模の生態系サービスに関する地図化と評価をおこなうことを検討するよう各国に奨励する。
24. 国境を越えた河川流域の協働管理に係わる事柄について検討するため、特に国境の両側の地元コミュニティのニーズに対処するため、政策立案者に対し、二国間あるいは多国間の技術委員会を設立するよう要請する。
25. 締約国に対し、現行のラムサール条約の地域イニシアチブやタイの地域研修センターの活動への参加と支援をおこなうこと、および、メコン川流域国間の地域イニシアチブの提案や南アジアでの地域イニシアチブの提案など、その他の地域イニシアチブの立ち上げを支援することを奨励する。
26. 後発発展途上国である締約国および特別な状況のもとにある締約国が、条約に定められた義務を遂行し、締約国会議などの重要なフォーラムのすべてに確実に参加できるようにするため、それらの国々の政府に対する技術的、財政的支援をおこなうよう締約国に奨励する。

ラムサール条約第12回締約国会議に向けて

27. 締約国会議の決議案と、2016～2018年の間におこなわれる科学技術検討委員会（STRP）の優先的な主題と活動に関するアジアの締約国の見解を以下に提示する。
 1. 調査、マッピング（地図化）、目録（インベントリー）作成など、ラムサール登録湿地のモニタリングの手法や手段に関する優良事例
 2. 湿地保全とインフラ開発との間での均衡
 3. 保護区やラムサール登録湿地の管理計画の作成と実施のための優良事例
 4. 湿地の産物やサービスの評価手法（そのために以下を組み合わせる）
 - 5a. 湿地保全と都市開発との間の均衡、および
 - 5b. 湿地保全のための法的枠組み
28. そのほかに同定された優先事項に関するアジアの締約国の見解は以下のとおりである。
 - a) 科学と政策のつながりを強化する必要性、および

- b) 気候変動への適応、災害リスクの軽減、(復元を含む)生態系管理のつながりを明示すること、および、コミュニティの回復力向上に焦点を当てること
29. 多くの締約国がラムサールコミュニティ認定スキームに関心を持っていることを認め、それらの国々に、決議案に対する改善案を文書でラムサール条約事務局に提出するよう求める。
30. 条約のための新たな作業言語／公用語の採用、および、すべてのレベルでの条約の理解度の向上に関して重要な役割を持つ効果的なコミュニケーションを、条約が支援することを要請する。

この文書は「アジア湿地シンポジウム」と「ラムサール条約第 12 回締約国会議のためのアジア地域締約国準備会合」の合同会議で話し合われた内容の要点に関する記録である。

(参考訳：ラムサールセンター)